旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第三十号）を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十三年四月一日」を「平成二十三年五月一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。

なお、平成十三年三月二十三日宮内庁告示第三号は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十一日

宮内庁長官　羽毛田信吾

東京都千代田区千代田一番一号　宮内庁長官官房秘書課内情報公開室（本庁舎一階）

○宮内庁告示第三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第二条第一項第一号の規定に基づき、宮内庁の施設であって、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設を指定し、平成二十三年四月一日から施行することとしたので、同令第二条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

宮内庁長官　羽毛田信吾

施設の名称	所在地
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館	東京都千代田区千代田一番一号

○総務省告示第百十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第三号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、日本赤十字社に対して支出された当該寄附金のうち、平成二十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十四年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十五年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに支部国際活動基金に充てるための寄附金

○総務省告示第百十六号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、八束郡東出雲町を廃し、その区域を松江市に編入する旨、島根県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年八月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第百十七号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、簸川郡斐川町を廃し、その区域を出雲市に編入する旨、島根県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十三年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第百十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の十六第一項及び同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の十六第一項の規定に基づき、次の登録証明機関から業務の廃止の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

一　登録証明機関の名称及び住所

株式会社ケミトックス

東京都大田区上池台一丁目十四番十八号

二　廃止する事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項第一号から第三号までに掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を廃止する事務所の名称及び所在地

株式会社ケミトックス

東京都大田区上池台一丁目十四番十八号

四　技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を廃止した日

平成二十三年三月十五日

○総務省告示第百十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十九条第一項及び同法第百三条において準用する同法第九十九条第一項の規定に基づき、次の登録認定機関から業務の廃止の届出があったので、同法第九十九条第三項及び同法第百三条において準用する同法第九十九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

一　登録認定機関の名称及び住所

株式会社ケミトックス

東京都大田区上池台一丁目十四番十八号

二　登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第四条第一号及び第二号

三　技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う事務所の所在地

東京都大田区上池台一丁目十四番十八号

四　技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を廃止した日

平成二十三年三月十五日

○総務省告示第百二十号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

第三号を次のように改める。

三　認証機関の識別文字

認証機関	識別文字
財団法人電気通信端末機器審査協会（昭和五十九年三月三十日に財団法人電気通信端末機器審査協会という名称で設立された法人をいう。）	001
株式会社ディーエスピーリサーチ	003
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	005
株式会社コスモス・コーポレイション	008